



平成28年10月6日

各 位

会 社 名 日本道路株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 宣男
(コード番号：1884 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 清水 知己
(TEL. 03-3571-4891)

独占禁止法違反事件に係る判決及びコンプライアンス体制の再構築について

当社及び当社元従業員は、平成28年2月29日、東京地方検察庁から東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により起訴されておりましたが、本日、東京地方裁判所において当社に対する罰金刑1億8千万円及び当社元従業員に対する懲役刑（執行猶予付き）の判決を受けました。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、このような事態に至りましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、今後より一層、法令順守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

また、当社が、平成27年1月28日の公正取引委員会による立入検査以来、外部の専門家による提言、指導の下で実施しておりますコンプライアンス体制の再構築に関する進捗状況の概要を、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. コンプライアンス体制の見直し

当社は、平成16年4月、広く諸法令と企業倫理を順守するコンプライアンス体制を整備強化すべく「コンプライアンス基本理念」及び「コンプライアンス指針」を定めて従業員の行動基準とし、「コンプライアンス委員会」を設置しました。また「コンプライアンス相談窓口」を総務部内に設置するなど、コンプライアンス体制の整備に努めてまいりました。平成18年5月には、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、平成27年1月には、CSR経営を更に強力に推進すべく内部統制システムとコンプライアンスの維持管理、教育啓蒙を所管する「業務リスク管理室」を新設するなどコンプライアンス体制の拡充を行っておりましたが、今回の事件を契機に、徹

底した見直しを図りました。

(1) 業務リスク管理体制の整備

平成27年4月、「業務リスク管理室」を「業務リスク管理部」として強化し、全国の各事業所を網羅した業務リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの維持管理状況をモニタリングすることにしました。

(2) 通報窓口の整備

平成27年2月、社外の専門会社に「日本道路企業倫理の窓口」を新設しました。また、同年4月、常勤監査役が直接通報を受ける「監査役直通窓口」を新設しました。

2. 再発防止策の概要

(1) 取締役会による「談合決別宣言」決議

平成28年4月26日開催の取締役会において、談合と決別することを決議し、4月28日、これを社内に周知するとともに、社外ホームページに掲載し公表しました。

(2) 独占禁止法順守基本方針の策定

平成27年10月、日本道路グループの独占禁止法順守基本方針を定め、携帯用カードに印刷し全役職員に配付し、これを周知徹底しました。

(3) 適正な受注活動のための業務運営方法の改善

①同業者間における禁止事項明示及び事前審査・結果報告制度の新設

平成27年2月、入札競合業者・同業者間の禁止事項を明確にして全役職員に通知しました。また、同業者との打ち合わせ等については、事前審査・結果確認を行う制度を新設しました。

②公共入札に関わる意思決定プロセスの透明性確保

平成28年7月、公共入札に係る社内協議の状況は必ず記録し、定期的に監査を行うこととしました。また、営業職員の行動記録は、報告書により所属長が直接確認することとしました。

③公共入札に係るモニタリングシステムの導入

平成28年7月、当社が入札した公共工事については、その結果を本社営業本部において適時にモニタリングし、入札プロセスを検証することとしました。

(4) 職員の意識改革の徹底、研修の強化

①専門講師による職域・階層別集合教育の実施

平成27年2月から9月にかけて、日比谷総合法律事務所に依頼し、職域・階層別に、独占禁止法順守に係る講習会を実施しました。

②独占禁止法順守マニュアル補完教材の作成および配付

平成27年10月、独占禁止法順守基本方針の策定を受け、「独占禁止法順守の手引」(全22頁)を作成し、役職員に配付しました。また、教育研修用映像

教材として、「なぜ！ナニ！独占禁止法」（全5章：28分40秒）を作成し、全国の事業所に配付し、これを教材としたコンプライアンス勉強会を全事業所において実施しました。

③定期的な教育研修

平成27年7月から、コンプライアンスに対する役職員の理解・意識向上を図るため、「業務リスクニュース」を毎月定期発行してイントラネット上に掲載し、事業所別に毎月1回実施しているコンプライアンス勉強会の教育ツールとすることとしました。今後につきましても、企業倫理月間（毎年10月）をはじめ、その他の社内会議等あらゆる機会を通じて、コンプライアンスに対する役職員の理解・意識向上に努めてまいります。

④eラーニングシステムの活用

イントラネットに設けたeラーニングシステムを活用し、独占禁止法をはじめ業務に関連する諸法令についての講座を拡充し、組織の末端まで順法意識を浸透・向上させてまいります。

3. 適切な組織・人事管理

(1) 人事管理

同一所属に留まり続けることによって生じる種々の弊害を防止し、適正、適法な業務執行を行う目的で、所属長、事業所長については所属滞留期間に限度を設け例外なく定期的な人事異動を行ってまいります。

(2) 社内処分の厳格化

独占禁止法違反が会社の経営や信用に深刻な影響を与えることに鑑み、平成28年4月、就業規則に明記して、処分の厳格化を周知しました。

以 上